

貸倒引当金会計の行方(4)

児 嶋 隆

目 次

1. はじめに
2. IASB・FASB 両審議会の暫定的決定
3. FASB による独自の会計基準の開発
4. IASB・FASB 合同教育セッション
5. FASB 公開草案
6. IASB 公開草案
7. IASB 公開草案に対するフィードバック
8. FASB 公開草案に対するフィードバック
9. IASB 公開草案の審議
10. むすびに代えて

1. はじめに

本稿の表題は「貸倒引当金会計」であるが、以下では、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board (IASB)）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board (FASB)）の公開草案の用語である「金融商品の減損」を用いる。

2009年11月、IASB は公開草案『金融商品：償却原価及び減損』¹⁾を公表し、金融資産の減損を含めた償却原価に関する要求事項を提案した。これに対し、FASB は、2010年5月に、金融商品の会計処理に関する会計基準

1) IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment*, November 2009.

更新書案『金融商品の会計処理並びにデリバティブ金融商品及びヘッジ活動の会計処理 (Topic 815) の改訂』²⁾を公表した。これには、分類及び測定、信用減損、並びにヘッジ会計の要求事項が含まれている。

しかし、両公開草案とも関係者から賛成が得られなかった。そこで、両審議会は、2010年10月より問題点に関する共通の解決を目指してきた。2011年1月31日、IASBは、補足文書『金融商品：減損』³⁾を公表した。同日、FASBも、補足文書『金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の改訂：減損』⁴⁾を公表した。それらは、IASBの表示及び開示に関する事項を除き「共同補足文書」である。

補足文書の提案は関係者に受け入れられなかったことから、両審議会は、その後、直ちに補足文書のモデルに代る「3バケット・モデル」に着手し、2012年5月まで共同でその開発を進めてきた。

しかし、FASBは、関係者のフィードバックを受けて、同年7月に3バケット・モデルの再検討を行うことを決め、同年8月から独自のモデルの開発を開始し、12月に公開草案（コメント期限：2013年4月30日）を公表した。他方、IASBは、3バケット・モデルの開発をさらに進め、2013年3月に公開草案（コメント期限：7月5日）を公表した。その際、両者ともIASBモデルとFASBモデルの両方について関係者からコメントを求めた。

2) FASB, Proposed Accounting Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities (Topic 825)*, May 2010.

3) IASB, Supplement to ED/2009/12, *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment* “*Financial Instruments: Impairment*”, January 2011. 企業会計基準委員会の翻訳を微修正して引用している。

4) FASB, Supplementary Document, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, January 31, 2011.

両審議会は、受け取ったコメントを基に再び合同審議を開始した。本稿では、金融商品の減損の会計基準の開発について2012年7月以降の経過を考察する。

2. IASB・FASB 両審議会の暫定的決定

2012年5月時点での両審議会による暫定的決定は以下のとおりである⁵⁾。

- ① 償却原価による金融商品の減損は、信用の質の悪化に基づく「3バケット」アプローチに従う。「3バケット」アプローチは、負債性金融商品に適用することが意図されている (para. 3)。
- ② 1つの例外はあるが、すべての組成金融資産及び購入金融資産は、バケット1からスタートし、信用の質が悪化するに従ってバケット2又はバケット3に移動する(「一般アプローチ」という)。ただし、購入時に減損している金融資産は、別のアプローチに従う (para. 4)。
- ③ 報告日ごとに、「一般アプローチ」の範囲内のすべての組成金融資産及び購入金融資産は、以下の3つのうちの1つに含まれる。
 - (a) バケット1—全期間予想信用損失の認識のための閾値に達していない、個別に評価された資産及びグループで評価された資産。
 - (b) バケット2—全期間予想信用損失の認識のための閾値に達した、グループで評価された金融資産。
 - (c) バケット3—全期間予想信用損失の認識のための閾値に達した、個別に評価された金融資産 (para. 6)。
- ④ 全期間予想信用損失の認識は、当初認識後の信用の質の悪化の程度が、(a) 信用の質の軽微などはいえない悪化があり、(b) かつ契約キャ

5) IASB/FASB, *IASB Agenda Paper 5, FASB Agenda Paper 154, Financial Instruments: Impairment: Cover Memo*, 21-25 May 2012.

ッシュ・フローの一部又は全部が回収されないことの少なくとも合理的な可能性がある金融資産に適用される。バケット1からの移動概念がもはや満たされない場合には、金融資産は（以前に悪化し、バケット2又はバケット3に移動した後に）その後バケット1に移動する（para. 8）。

- ⑤ 予想信用損失の見積りは以下を反映しなければならない。
- (a) 将来を考慮した見積りを行う際に適切であると考えられるすべての合理的かつ裏付けのある情報。
 - (b) 可能性のある結果の範囲及び可能性の範囲並びにその結果の合理性（すなわち、単に「最も起こりそうな結果」を見積もるものではない）。
 - (c) 貨幣の時間価値（para. 11）。
- ⑥ バケット1測定アプローチは、損失事象が今後12か月間に予想される金融資産についての予想損失である（para. 13）。

3. FASBによる独自の会計基準の開発

2012年7月18日の合同会議ではローン・コミットメント及び開示について討議されたが⁶⁾、Financial Times（2012年7月18日電子版）は、「会計基準設定主体は貸出金の基準について合意し損なった」との見出しの下、「本日の会議で、二つの機関は、貸出金の減損に対する予想損失アプローチに関する将来のドラフトを開発するための別々のアプローチを取ることが明らかになった。」と述べ、FASB議長のSeidman氏のコメントを載せている。

「FASBのスタッフは、提案の適切な解釈について米国内で提起さ

6) IASB, *IASB Update*, July 2012.

れている幅広い疑問を報告した。何人かは、その方法は、貸出金中のリスクの正しい金額を反映しないかもしれないとの懸念を持っている。FASBは、減損に関してIASBとコンバージェンスした基準を完成させたいと強く願っているが、先に進む前に米国内で提起されている疑問に対処することが肝要であると考えている。」

FASB 議長の発言に対するIASB 議長の反応は、「FASB の決定にいらだちを表明し、(もし、両審議会が、3年間にわたって3回の試みの後に結論に達することができないならば)『我々は不完全な仕事をした』と言って、会議を終わらせた。」というものである⁷⁾。FASBは、同8月より代替的減損モデルの開発を始めた。

4. IASB・FASB 合同教育セッション

2012年11月20日にFASBの公開草案についての教育セッションが行われ、FASBメンバーは、IASBメンバーに代替的減損モデルである「現在予想損失(Current Expected Credit loss (CECL))」モデルの概要を示した。以下の討議内容は、Deloitteの会議ノート⁸⁾によっている。

(1) IASB側の主張

- ① 事業体が金融商品を公正価値で組成又は購入したとき、減損損失を認識することの概念的な調書に疑問がある。なぜならば、初日に認識される減損損失は、負債性金融商品の金利の水準に組み込まれているか

7) <http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb-july-2012/financial-instruments-2014-impairment>

8) <http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb-meeting-2014-19-21-november-2012-london/impairment-2014-education-session-iasb-fasb>

らである。

- ② 取引の経済的側面を反映しない多額の調整が移行時に必要となる。すなわち、移行時の「クリフ効果」である。
- ③ FASB の提案するモデルの結果、貸出金の高い伸びは、低い利益率によって不利益を被るため、利用者／投資家が財務諸表を引当金レベルと貸出金の増加活動の両方について調整しない限り、貸出しを抑止し、事業体間で比較可能性を減じる。

(2) FASB 側の主張

- ① 初日損失の「クリフ効果」は、組成された貸出金の量、返済状況（貸出金の安定性）及び悪化又は回復の影響次第である。比較可能な信用の質の貸出金の安定的な状態を仮定すると、初日「クリフ効果」は比較的小さい。
- ② IASB の 3 バケット・モデルは損失を「二重に考慮する」影響も作り出す。
- ③ 利益への影響は、厳密には時期の違いである。IASB モデルはバケット 1 からバケット 2 又は 3 への移動において「クリフ効果」を認識する（すなわち、12か月間の損失から全期間損失へ）一方で、FASB のモデルは初日に「クリフ効果」を認識する。

討議の後、FASB 委員長は、公開草案のスケジュールを述べた後、FASB は2013年 CECL モデルを再検討する際に IASB の再検討の結果を検討することを意図しているので、3 バケット・モデルに関する IASB の再検討の進展を常に知らせよう依頼した。

5. FASB 公開草案

先に述べたように、FASB は、2012年 8 月から 3 バケット・モデルとは

別の独自のモデルの開発を開始し、12月に会計基準更新書案『金融商品：信用損失 (Subtopic 825-15)』⁹⁾を公表した。

(1) 規 定

① 範 囲

本公開草案は、信用リスクに関連する損失にさらされている、「その変動が純利益を通じて認識される公正価値」カテゴリーに分類されない以下の資産に適用される。

- (a) ①以下を含む、負債性金融商品。
 - (i) 「償却原価」カテゴリーに分類される負債性金融商品
 - (ii) 「その変動がその他の包括利益で認識される公正価値」カテゴリーに分類される負債証券
 - (iii) 収益認識 (Topic 605) の範囲に含まれる収益取引から生じる売却債権
 - (iv) 保険 (Topic 944) の範囲に含まれる保険取引から生じる再保険債権
- (b) リース (Topic 840) に従って貸し手により認識されたリース債権。
- (c) ローン・コミットメント (825-5-15-2)。

② 認 識

- (a) 各報告日に、事業体は、本サブトピックの範囲内の金融資産に関する予想信用損失引当金を認識しなければならない。予想信用損失は、回収されないと予想される契約すべてのキャッシュ・フローの

9) FASB, *Proposed Accounting Standards Update, Financial Instruments—Credit Losses (Subtopic 825-15)*. December 2012. 翻訳において川西安喜「解説：FASBの金融資産の減損に関する公開草案」『会計・監査ジャーナル』（2013年3月、8-85頁）を参考にしている。

最新の見積りである（825-15-25-1）。

(b) 報告日に以下の両方の条件が満たされる場合には、実務上の便宜的方法として、事業体は、その変動がその他の包括利益で認識されることが認められる公正価値で測定されている金融資産については、予想信用損失を認識しないことを選択することができる。

(i) 個々の金融資産の公正価値が、その金融資産の償却原価より大きい（又は等しい）。

(ii) 報告日におけるその資産の信用の質の指標に鑑みて、予想信用損失の範囲の一般的な予想額を考慮することによって決定されるかもしれない、個々の金融資産に関する予想信用損失は軽微である（825-15-25-2）。

③ 予想信用損失の見積り

(a) 予想信用損失の見積りは、見積りを行う際に適切であると考えられる、内外の入手可能な情報に基づかなければならない。その情報は、類似する資産に関する過去の損失実績を含む、過去の事象についての情報、現在の状況、並びに合理的かつ裏付けのある予測及び予想信用損失へのその影響を含む。用いられる情報は、借手に特有の量的及び質的要素、並びに報告事業体が経営する経済環境を含まなければならない（825-15-25-3）。

(b) 予想信用損失の見積りは、明示的又は黙示的に貨幣の時間価値を反映しなければならない。事業体が、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて予想信用損失を見積る場合には、そのモデルで用いられる割引金利は、その金融資産の実効金利でなければならない（825-15-25-4）。

(c) 予想信用損失の見積りは、最悪のケースと最善のケースのいずれも認められない。そうではなく、予想信用損失の見積りは、常に信

用損失が生じる可能性と信用損失が生じない可能性の両方を反映しなければならない。しかし、3つ以上の結果の可能性を考慮した加重平均計算は要求されない。事業体がかつとも起こり得る結果(すなわち、見積り最頻値)にのみ基づいて予想信用損失を見積もることは禁止される(825-15-25-5)。

④ 受取利息

下記で述べた他は、本信用供与者がどのように受け取り利息を認識すべきかを取り扱っていない。

(a) 本サブトピック購入信用減損金融資産の受取利息を認識する場合には、事業体は、取得日における取得者による予想信用損失の評価に起因する、購入価格に組み込まれている割引を受取利息として認識してはならない(825-15-25-9)。

(b) 事業体は、実質上すべての元本又は実質上すべての利息を受け取ることが確実ではないときは、受取利息の未取計上を停止しなければならない(825-15-25-10)。

⑤ 償 却

事業体は、本サブトピックの範囲内で、将来の回収が合理的に予想されないと決定した金融資産(又は金融資産の一部)の原価を直接減額しなければならない(825-15-35-1)。

(2) 背 景

3バケット減損モデルとは別のモデルを開発したのは、関係者が表明した以下の懸念が背景にある。それは、(a) どちらの測定目的を用いるかを決定するための規準の曖昧さ、(b) 測定目的間の移動の時期に関する利益操作の可能性、及び(c) 資産によっては全期間予想損失の一部を認識するアプローチから全額認識アプローチへ移動すること、又はその逆の潜在的

な「クリフ効果」である (BC11)。

(3) 結論の根拠

予想信用損失は、以下の理由により、認識されている金融資産（又は金融資産のグループ）から回収されないと予想される契約キャッシュ・フローの経営者による見積りを反映すべきである。それは、各報告年度において、償却原価（純額ベース）は（当初の実効金利を用いて）回収されないと予想されるキャッシュ・フローの現在価値を反映すべきであるとの考えに基づいている (BC17)。

- ① 信用損失は、貸出金の全期間を通じて、比例的に発生しない (BC14)。
- ② 資産は、市場における競争的力、借手との現在の又は望ましい関係、及び保証又は担保の程度を含む、多くの要素に基づいて価格決定される（信用スプレッドが設けられる） (BC15)。
- ③ 貸借対照表に表示されている純償却原価（信用損失引当金控除後）は、当初の実効金利で割り引かれた、回収されると予想されるキャッシュ・フローの現在価値を反映しなければならない (BC16)。

(4) 3バケット・モデルを採用しない理由

3バケット・モデルの段階1の資産の信用損失の測定方法を採用しない理由には以下が挙げられる。

- ① 段階1の資産の償却原価は、回収されると予想されるキャッシュ・フローの現在価値を反映しない。その純償却原価は、実際には回収されないと予想される何らかのキャッシュ・フローを含んでいる (BC17)。
- ② ほとんどの信用損失は、ほとんどの資産のタイプの期間の早期に出

現することを承知している。したがって、FASBは、現在予想されている損失を適時に認識しないアプローチについて懸念がある。たとえ信用損失は見積り可能であり、かつ発生すると予想されているにもかかわらず、信用損失の全額の見積りは認識のトリガーが満たされるまで認識されないからである (BC22)。

(5) 「全期間予想損失」という用語を用いない理由

公開草案では、信用損失の認識は、報告日に保有される金融資産についての契約キャッシュ・フローの回収可能性についての事業体の予想に基づかなければならないとし、予想信用損失を「全期間」予想信用損失と特徴づけることを決定しなかった。それは、「全期間」という用語は、多くの異なる考え方で解釈され、そのため、人によっては、事業体は、予想信用損失を見積るために割引キャッシュ・フロー技法を用いるためには、資産の全期間の各年度の回収できないキャッシュ・フローの正確な金額及び時期を識別しなければならないと考える結果となる (BC18)。

(6) 機動的引当金アプローチを採用しなかった理由

機動的引当金の原語は「dynamic provisioning」であるが、定訳はないようである。機動的引当金は、例えば以下のように解説される。

BOX 2C 機動的引当金：概念及びスペインの適用

機動的引当金はポートフォリオ中の未だ具現化していない潜在的な損失に備える統計的方法を用いる。

- ・景気上昇期に、それは標準的「発生損失」会計によって認識される金額を超える引当金を要求することによってバッファーを積み上げる。
- ・景気下降期に、損失が累積バッファーによって充当されることを可能にする。

る。

機動的引当金は、公表損益計算書、若しくは規制自己資本、又は両方から差し引かれる。2000年6月、スペイン銀行は、スペインの銀行及びその他の与信供与機関のために機動的（「統計的」とも知られる）引当金を導入した。それは、年間引当金合計—機動的引当金を含む—が最近10年間で金融システムが被った年間純損失の平均に等しくなる。

現在（2005年の後）のスペインの機動的引当金は以下の公式によっている。

$$\begin{array}{rcccl} \text{機動的引当金の变化} & = & \alpha * \Delta C_t & + & \beta * C_t & - & \Delta \text{個別引当金} \\ & & \uparrow & & \uparrow & & \uparrow \\ & & \text{新規貸出金増加額} & & \text{長期間にわたる} & & \text{標準的会計従ってす} \\ & & \text{中の潜在的損失} & & \text{平均個別引当金} & & \text{でに控除されている} \\ & & & & & & \text{引当金} \end{array}$$

C_t = 貸出金のストック

α = 景気循環を通じた各ユニット中の潜在的損失

β = 長期の見積り期間にわたる平均個別引当金率

出所：Financial Service Authority, *The Turner Review*, March 2009, p. 63.

公開草案は、現在の状況及び将来についての予測を考慮する際には、事業体は、経済循環の中の現在時点と経済循環の予測される方向の両方を考慮しなければならないと規定している。その根拠は、経済循環は報告日現在事業体が直面する経済環境を最もよく反映しているからである。したがって、信用損失の認識において、経済循環の山と谷を平均するいわゆる機動的引当金計上アプローチには従わない（BC19）。

機動的引当金は、2009年11月に公表されたIASBは公開草案『金融商品：償却原価及び減損』においても採用の可能性が議論された。なお、Financial Times（電子版2013年5月23日）は、スペインの銀行が、機動的引当金制度でも引当金が大幅に不足したことを伝えている。

6. IASB 公開草案

IASB は、FASB が金融商品の減損に関する独自の会計基準の開発を始めた2012年8月以降も3バケット・アプローチの開発を続け、2013年3月に公開草案『金融商品：予想信用損失』¹⁰⁾を公表した。

(1) 範 囲

公開草案は、① 償却原価で測定される金融資産、② 公開草案『分類及び測定：IFRS9の限定的修正』¹¹⁾に従ってその他の包括利益を通じた公正価値 (FVOCI) で測定される金融資産、③ ローン・コミットメント、④ 金融保証契約、⑤ リース債権に適用される。① には売掛金が含まれ、③ では純損益を通じて公正価値で測定されるものは除かれる (para. 2)。

(2) 予想信用損失の認識

金融商品に関する予想信用損失は常に会計処理される。認識される予想信用損失の金額は、当初認識以後の金融商品の信用の質の悪化及び改善次第である。

公開草案には、最終的には債務不履行になる金融商品の悪化の一般的パターンを反映するために3つの段階がある。会計処理の違いは、予想信用損失の認識、及び金融資産については利息収益の計算及び表示に関連する。

(a) 段階1：当初認識以後信用の質が著しく悪化はしていないか、又は

10) IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments: Expected Credit Losses*, March 2013. 翻訳に当たり、企業会計基準委員会の翻訳を参考にしている。

11) IASB, Exposure draft, *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9*, November 2012.

報告日における信用リスクが低い（例えば、投資適格）金融商品。これらの金融商品については、事業体は、

- (i) 12か月間の予想信用損失（ECL）の引当金を認識し、かつ
 - (ii) 資産の総帳簿価額（すなわち、予想信用損失を控除することなく）に基づいて利息収益を計算する。
- (b) 段階2：当初認識以後信用の質が著しく悪化している（報告日において低い信用リスクである場合を除いて）が、報告日において減損の客観的証拠がない金融商品。これらの金融商品については、事業体は、
- (i) 全期間 ECL を認識し、かつ
 - (ii) 依然としてその資産の総帳簿価額に基づいて利息収益を計算する。
- (c) 段階3：報告日において減損の客観的証拠がある金融資産。これらの金融商品については、事業体は、
- (i) 全期間 ECL の認識は継続するが、
 - (ii) 資産の純帳簿価額（すなわち、総帳簿価額から予想信用損失を控除した）に基づいて利息収益を計算する（公開草案・前文）。

(3) 予想信用損失の会計処理—提案

(3)～(6)については、ED とともに公表された Snapshot を用いている。

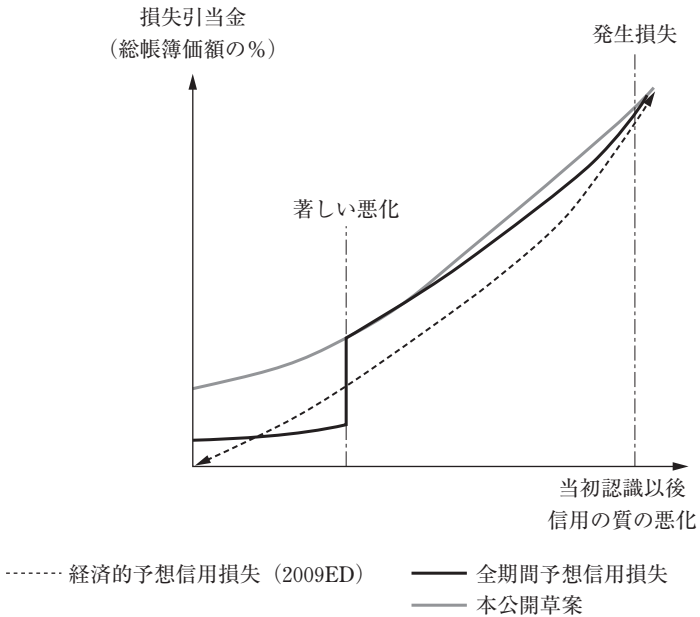
IASB の公開草案は、より実行可能な方法で、2009年 ED（公開草案 ED/2009/12「金融商品：償却原価及び減損」(2009ED)）の結果と近似しようとしている。このために、公開草案は、信用の質に著しい悪化（又は信用リスクの増加）があり、全期間予想信用損失が認識されるときまで、事業体が、当初認識以後12か月間の予想信用損失を認識することを提案している。これは、図表1で示されるように、段のあるシナリオをもたらす。

全期間予想信用損失の一部を認識し、そして信用の質の悪化の後に初め

て全期間信用損失を認識することは、以下をもたらす。

- (a) 現行の発生損失モデルよりも予想信用損失の適時な認識を確実にし、
- (b) 信用の質が著しく悪化した金融商品とそうではない金融商品とを区別し、
- (c) 経済的な予想信用損失により近似する。

図表1 予想信用損失の提案事項



出所：IASB, *Snapshot: Financial Instruments: Expected Credit losses*, March 2013.

(4) 全期間予想信用損失

① 全期間予想損失とは

全期間予想信用損失は、借手が金融商品の全期間を通してその義務に関

して不履行となる場合に生じる信用損失の予想される現在価値の大きさである。それは、数値としてそれぞれの債務不履行の確率の加重平均信用損失である。12か月間の予想信用損失は、今後12か月間の債務不履行の可能性に関連する、全期間信用損失の一部である。

② いつ全期間予想損失を認識するか

公開草案は、事業体が、信用リスクが当初認識時における信用リスクと比較して著しく増加したときに全期間予想信用損失を認識することを提案している。しかし、モデルを簡単にするために、公開草案は以下を提案している。

- (a) 投資適格に等しい金融商品については、事業体は、全期間予想信用損失を認識しない。
- (b) 支払が30日超期日経過している場合には、全期間予想信用損失が認識されなければならないという反証可能な前提がある。
- (c) 売掛金及びリース債権については、事業体は、常に全期間予想信用損失を認識することを選択できる。

③ 信用リスクの変化を評価する際に何が考慮されるべきか

事業体は、信用リスクの変化を認識する際に、合理的かつ裏付けのある情報を含む、最も入手可能な情報を考慮しなければならない。事業体は情報がないかどうか精緻な調査をする必要はない。不当なコストや努力なしに入手可能な情報のみを用いることが要求される。公開草案は、信用の質を評価する際に検討される可能性のある要素をリストアップする適用指針を含んでいる。

④ 信用リスクの著しい増加があるかどうかを、事業体はどのように評価すべきか

公開草案は、債務不履行のリスクが評価されることを要求している。したがって、事業体は、債務不履行が発生した場合に生じる予想信用損失の

金額の変化があるかどうかを評価するのではなく、金融商品に関して発生する債務不履行の確率の変化を考慮しなければならない。

⑤ 信用リスクの著しい増価の評価は主観的か

予想信用損失及び信用リスクの事業体による見積りは、本来主観的なものである。

信用のスプレッドのように、信用リスクの市場に基づく測定額は、信用リスクの変化に関する重要な要素であるから、無視してはならない。事業体は、信用リスクの評価において、どの情報が最も関連し説得力があるかを決定する必要がある。

金融商品に関する信用リスクの変化が重要なときに全期間信用損失が認識されることを要求することによって、事業体は、信用リスク管理目的のために入手可能な情報を、公開草案を適用するための基礎として用いることができる」と期待されている。

⑥ 信用リスクの著しい増加の後に初めて全期間予想信用損失を認識する理由

前述したように、借手の当初の信用度及び信用損失の当初の予想は、金融商品の価格決定に含まれている。予想信用損失が当初の予想を超える時、例えば、貸手が現在さらされている信用リスクのレベルに対して十分な対価を受け取っていないときに、実際の経済損失が発生する。全期間信用リスクの著しい増加の後に予想信用損失を認識することによって、その経済的損失が財務諸表に反映される。

(5) 全期間予想信用損失を常に認識することはしない理由

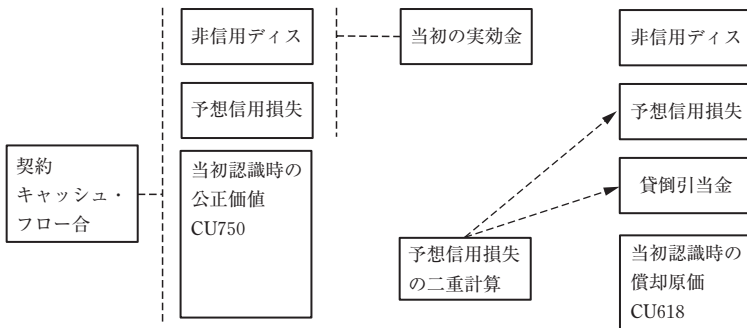
当初認識時から予想信用損失を認識することは、価格決定と信用損失に関する当初の予想との経済的結びつきを無視している。すべての金融商品に関して全期間予想信用損失を認識することは、経済的に予想される信用

損失を忠実に表現しない。さらに、それは以下をもたらす。

- (a) 金融資産の価格に算入されている予想信用損失の二重計算をする。
ある資産に対するマージンは当初の予想信用損失をカバーするために十分である。
- (b) 信用の質の変化についての情報の欠落—それは、認識された損失が経済的損失を表すかどうか、あるいは、将来の利息収益によって補償されるかどうか明らかではないことを意味している。

これは、金融商品がその公正価値又は当初認識時の取引価格より低い簿価を持つことをもたらす。図表 2 において、CU750の価値のある貸出金が貸借対照表に CU618 で表示される。

図表 2 FASB 公開草案における予想信用損失の二重計算



1 当初の実効金利で割り引かれた予想信用損失175

出所：IASB, *Snapshot: Financial Instruments: Expected Credit losses*, March 2013.

(6) IFRS と US GAAP とのコンバージェンス

IFRS も US GAAP も、現在発生損失アプローチを使用している。このモデルはまた、最初に認識のための閾値を含んでいる。同様に、US GAAP に準拠して信用損失が測定される際、事業体は、一般的に過去と現

在の状況のみを考慮する。

① これまでの経緯

両審議会は、予想信用損失に基づく、より将来を考慮した減損モデルを開発するために作業をしてきた。共通の解決に到達すべきであるとの要請に対応して、両審議会は、それぞれの当初の公開草案文書に対する補足文書(SD)「金融商品：減損」を公表した。SDを公表した後、両審議会は、本公開草案における提案のための最初の基礎を形成する予想信用損失モデルを共同で開発するために協働してきた。

② FASBが異なるモデルを提案した理由

2012年7月12日、FASBは、その共同モデルに関する以前の暫定的決定を再検討し、異なる予想信用損失モデル(CECLモデル)を開発することを決定した。CECLモデルでは、当初認識以後悪化した金融商品とそうではない金融商品との間の区別がされない。その代わりに、予想信用損失は、IASBがその提案において全期間信用損失と呼んでいる金額で常に認識される。これは、事業体が、いかなる金融商品についても12か月間の予想信用損失を用いて損失引当金を測定しないことを意味する。

③ 共通の特徴はあるか

二つの提案されたモデルには共通の特徴がある。両方の提案されたモデルとも、予想信用損失の認識のためのいかなる閾値も取り除いている。さらに、予想信用損失を見積り、測定するために用いられる情報は、二つのモデルにとって整合性がある。また、当初認識以後信用の質が著しく悪化した資産及び「投資適格」ではない資産については、二つの提案されたモデルのもとで認識される予想信用損失の金額は、同じになるはずである。

7. IASB 公開草案に対するフィードバック

2013年7月23日のIASB・FASB合同会議において、2013年3月に公表

された公開草案『金融商品：予想信用損失』に対する ① 意見交換活動からのフィードバック、② 実地調査からのフィードバック及び ③ コメント・レターからのフィードバック¹²⁾が提示されたが、以下では、③の内容を取り上げる。

(1) コメントの概要

論点別のコメントの概要は以下のとおりである。ただし、発効日、移行及び開示に関するコメントは省略している。

① 12か月間の信用損失

ほとんどが12か月間のECLを認め、かつそれを計算する異なる方法を用いることができることを歓迎している。しかし、何人かは、倒産確率(PD)アプローチは黙示的に要求されているので、その他の方法も用いることが可能であることを明確にすることを求めた。

② 信用の質の著しい悪化

回答者の大部分が、金融商品に関する全期間予想信用損失を認識するためのこの規準を支持している。しかし、回答者は、数多くの詳細な疑問や懸念を表明した。

③ FVOCIでの測定が強制される金融資産に関する予想信用損失

強制的FVOCI測定カテゴリーの提案された導入に関する彼らの見解にかかわらず、ほとんどが、すべての金融商品について単一の減損モデルを支持した。

④ 低い信用リスクという簡素化

報告日において金融商品が低い信用リスクである(例えば、投資適格に等しい)場合には著しく悪化していないという例外に関しては様々な見解が

12) IASB/FASB, *IASB Agenda Paper 5C, Financial Instruments: Impairment: Comment Letter Summary*, 22-26 July 2013.

あった。主として負債証券を保有している保険会社及び非金融機関を含め、ほとんどは、そのモデルの適用において助けとなる実務的な方法としてそれを強く支持した。しかし、多くの回答者は、投資適格の例外は、場合によっては著しい悪化の原則と相いれないことを含む、数多くの疑問や懸念を表明した。

⑤ 30日の反証可能な仮定

大多数は、金融商品が30日超期限経過している場合には一時理数悪化をしているとの、EDでの反証可能な仮定に同意している。しかし、何人かは、それは数値基準として適用されるから、場合にはよっては著しい悪化の原則と矛盾するとの懸念を表明した。

⑥ 割引率

EDでのこの点に関する特定の質問はなかったが、多くはこの問題に関してコメントした。それらの回答者のほとんどは、リスク・フリー金利及び金融商品に係る実効金利を含むその間の金利ではなく、EIRが、貸倒引当金を割り引くために用いられるべきであると考えている。

⑦ 利息収益

圧倒的多数の回答者は、概念的に、段階3の金融資産については純額に基づいて計算されるべきであること、及び現行のIAS39『金融商品：認識及び測定』と首尾一貫していることに同意した。しかし、ほとんどは、いくつかの国で規制上の要求事項と同様の利息収益の未収不計上、又はすべての場合で利息収益の総額表示の方を好んだ (para. 11)。

(2) 反対意見

何人かの規制当局、財務諸表の作成者及び利用者を含む、数人の回答者は、提案されたモデルを支持しておらず、その不同意についての以下の理由を引き合いに出している。

- (a) 提案されたモデルは2009年 ED が達成したであろう方法で金融商品に係る実効利益についての情報を提供するという目的を達成しない。
- (b) それは、将来を考慮した見積りの組込み及び著しい悪化の評価のために、現行の IAS39の発生損失モデルよりも判断に頼るものである。したがって、より主観的である。
- (c) 当初認識以後著しい悪化があったかどうかを評価する必要性は、そのモデルにもう一段の複雑さを追加する。
- (d) それに伴う判断の程度のため、それは、経営者及び監査人も同様に、その情報が信頼性があり裏付けのあることを検証することが困難だろう。

これらの回答者はまた、常に、当初認識時から全期間予想信用損失を認識するモデルも支持しなかったことに注意すべきである (para. 17)。

(3) 全期間予想損失モデル

圧倒的多数の回答者は、全期間予想損失モデルを支持しなかった。彼らはそのようなモデルは理解するのに容易であるかもしれないことは認めるものの、(当初の予想に従って稼働している金融資産を含め)すべての金融商品について全期間予想損失を見積る実務上の複雑さは、提案されたモデルの複雑さを超えているとみなしている。これは、信用の質の高い稼働金融商品及び信用の質に著しい悪化がない稼働金融資産について全期間予想損失を予測する基礎となる資産特有のデータはわずかしかないか又は全くないため、当初認識時からすべての金融商品に関して全期間 ECLを見積ることは、極めて主観的になりそうだからである。そのような予測は、資産特有のデータではなく、主として長期間にわたるマクロ経済的予測が決定要因になるだろう。この見積りの主観性のために、これらの回答者は、稼働金融資産に係る全期間予想損失はまた、仮定の変更によって非常に変動

しやすく、その結果損益の不安定さをもたらすことに気づいていた。何人かの利用者がまた、全期間予想信用損失を見積ることの信頼性に疑問を持っていた (para. 19)。

ほとんどの回答者は、全期間予想損失モデルは金融商品の価格決定とその信用の質との間の経済的関連性を全く無視しており、それによって財務報告の目的適合性を弱めると考えている。財務諸表の利用者の大多数は、当初認識時における価格決定と信用の質との間の経済的関連性を維持することは重要であると述べた。彼らは、FASB モデルが、IASB モデルに比べて、金融商品の価格決定に組み込まれている予想信用損失の二重計算を増幅させることによって、この経済的関連性をゆがめることに懸念を持った (para. 20)。

(4) コンバージェンス

多くの回答者にとって、コンバージェンスは依然として望ましいが、どんな犠牲を払ってもなされるものであるべきではない。適時な方法でそのコンバージェンスの要求を完了することを犠牲にしてコンバージェンスを求める回答者はほとんどいない。多くの回答者は、IASB に、コンバージェンスをしようがしまいが、できる限り早期に提案されたモデルを仕上げよう促した (para. 22)。

多くの回答者 (どんな犠牲を払ってもコンバージェンスを望む何人かを含め) にとって、コンバージェンスされたモデルの選好は、そのモデルが公開草案で提案されたモデルに類似することを条件としている。ほんの限られた数の回答者しか FASB のモデルに合わせることを望まなかった (para. 23)。

8. FASB 公開草案に対するフィードバック

2013年7月23日の IASB・FASB 合同会議において、2013年12月に公表

された公開草案『金融商品：予想信用損失』に対するフィードバック¹³⁾が示された。

(1) 概 要

関係者が提案された更新書に述べられているモデルを好むかどうかについて、(a) 投資家及びその他の利用者（彼らのために、審議会は財務報告を改善しようとしている）の見解と (b) 作成者の見解とは著しい違いがあることが明らかになった。

(a) 約 3 対 1 の割合で、投資家及びその他の利用者は、（すべての予想損失が認識される前に満たされなければならない閾値を維持するか、又は予想信用損失の一部だけの認識を許容することとは対照的に）すべての予想信用損失を適時に認識するモデルを好む。

(b) ほとんどの作成者は、予想信用損失の一部だけを認識するか、又はすべての予想損失が認識される前に満たされなければならない閾値を維持するモデルを好む。さらに、金融機関は、規制自己資本に対する潜在的な影響に関して相当な懸念を提起した (para. 5)。

(2) 投資者の見解の要旨

2010年の会計基準更新書案『金融商品の会計処理並びにデリバティブ金融商品及びヘッジ活動の会計処理の変更』と一貫して、投資者は、遅延した損失の認識及び引当金の充分性に相当な懸念を持っている。投資者は、経営者の信用損失の見積りにおける相当な主観性があることを理解しており、損失の見積りを行うために用いられる基礎となる仮定及び情報についてより多くの情報を求めている。

13) IASB/FASB, *FASB Memo 232, IASB Agenda Paper 5D, Accounting for Financial Instruments: Feedback Summary*, July 23, 2013.

(a) 損失の認識の時期 (及び金額)

約 3 対 1 の割合で、スタッフが協議した投資者の大多数は、すべての信用損失が組成時に認識されるべきであるとコメントした。

(b) 損失の見積りに組み込まれるべき情報一式

ほとんどすべての投資者は、損失の見積りを行うために、過去、現在及び将来の合理的で裏付けのある予測が用いられるべきであることに同意している。

(c) 購入信用減損資産に関するアプローチ

投資者は、ほとんど異口同音に、購入信用減損資産と引当金の総額表示は、複雑さを低減し、より適切な分析を可能にすることに同意している。

(d) FVOCI で会計処理される金融資産に関するアプローチ

投資者は、負債証券及びその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定される資産への適用については様々な見解を持っていた。多くの投資者は、信用損失に関する単一モデルを支持し、これは有価証券については現行の一時的ではない減損ルールよりも著しい改善であると感じていた。その他は、資産について、FVOCI の目的に鑑みて純利益を通じて信用損失を認識するための別のモデルの必要性がことさらあるかどうかについて疑問を持った。彼らは、FVOCI は財務諸表において十分な透明性があると考えていた。

(e) 未収不計上

投資者は、規制される銀行が未収不計上を利用するアプローチを支持しており、そのアプローチをすべての事業体に広げることを支持した (para. 8)。

(3) 作成者の見解の要旨

作成者の大多数は、提案された更新書を支持していない。ほとんどの作

成者は、予想信用損失の一部だけを認識するか、又はすべての予想損失が認識される前に満たされなければならない閾値を維持するモデルを好む。さらに、金融機関は、規制自己資本に対する潜在的な影響に関して相当な懸念を提起した。

① 損失認識の時期（及び金額）

彼らは、(i) (当初認識時に購入価格又は取引価格にすでに反映されている予想信用損失を認識することによって)「初日」に償却原価で測定される金融資産の新しい資産価値を過小表示すること、及び(ii) 信用損失費用の認識の時期と予想信用損失の補償（受取利息の形式による）の認識時期を対応させることができないことをもたらすと考えている。さらに、金融機関は、規制自己資本に対する潜在的影響についての相当な懸念を表明した。

② 損失の見積りに組み込まれるべき情報一式

ほとんどすべての作成者は、損失の見積りを行うために、過去、現在及び将来の合理的で裏付けのある予測が用いられるべきであることに同意した。

③ 購入信用減損資産に関するアプローチ

作成者は、全般的に、購入信用減損資産についてのアプローチを支持した。

④ FVOCIで会計処理される金融資産に関するアプローチ

作成者は、全般的にFVOCIで測定される資産についてのアプローチに同意しなかった。

⑤ 未収不計上

投資者は、受取利息の未収不計上に関する規制上の指示をUS GAAPに組み込むアプローチを支持したが、提案されたアプローチに対する作成者の反応は全体的に様々だった。何人かは、未収不計上の指示はUS GAAPに追加されるべきではないと考えたが、その他は、そのような原則を含め

ることを好む一方で、提案された要求事項に若干の修正を提案した (para. 9)。

(4) コンバージェンス

全般的に、回答者は、FASB と IASB が予想信用損失についての、会計処理に関する単一のコンバージェンスされた基準を開発するという全体的な目的に賛成している。彼らは、コンバージェンスはグローバルの資本市場の成功にとって不可欠であると考えているため、両審議会のそれぞれの提案の違いに懸念を抱いている。彼らは、両審議会がコンバージェンスされた解決方法を開発できず、その代わりにそれぞれの提案されたモデルの異なる部分を進める場合には、(a) 金融機関によっては (特に、US GAAP に従って財務諸表を作成する金融機関) は IFRS に従って財務諸表を作成する金融機関に比べて規制自己資本の不利な状況に置かれ、(b) 投資者は、US GAAP に従って作成される金融機関の財務諸表と IFRS に従って作成される金融機関の財務諸表を分析し比較する際に、影響を受け、(c) 財務諸表の作成者は、US GAAP と IFRS の両方の下で財務諸表を作成する際、相当な実務上の難題に直面することになると考えている (para. B1)。

(5) 発生損失モデル

① 金融危機から得られた教訓への対応

大多数は、FASB と IASB が認識の閾値を取り除き、将来を考慮した情報を用いることを許容することによって予想損失モデルを開発すべきとの金融危機諮問グループ (FCAG)¹⁴⁾ の勧告に同意した。彼らは、予想損失モ

14) 2008年12月30日、IASB と FASB は Financial Crisis Advisory Group (FCAG) のメンバーシップを公表した。FCAG はグローバル金融危機から生じる財務報告の問題を検討するために両審議会によって設立された高水準の諮問グル

デルへの移行は信用損失の遅延した認識に対処するものであり、現行の US GAAP に存在している弱点に関する近年のグローバル金融危機から得られた教訓（例えば、部分的には、現行の会計基準が原因で、現行の GAAP に従った貸倒引当金は金融危機の間に発生した損失を吸収するには不十分であったこと）に対する直接の対応であると考えている（para. B4）。

② 発生損失に対する支持

何人かの回答者は、事象をトリガーとする発生損失モデルから離れるべきであるとの FCAG の勧告に賛成しない。彼らは、両審議会が予想損失モデルを開発すべきとの FCAG の勧告は、近年の金融危機への「反射的な」反応であり、そのような勧告は金融危機を防がなかっただろう。さらに、彼らは、（損失の認識のトリガーとなる事象を必要としない）予想損失モデルは、FASB の概念フレームワークと矛盾し、かつ US GAAP のその他の損失認識のガイダンスと矛盾することになると考えている。その結果、何人かは、信用損失モデルは、発生損失の閾値又はトリガー段階を満たした後でのみ損失認識を要求すべきであると考えている。これは、財務諸表利用者が、将来信用損失に関するより主観的な予想とは対照的に、発生した特定の信用損失事象に関連する引当金残高中の変化をよりよく理解することが可能になる（para. B5）。

FASB 諸概念基準書第 5 号の 87 項によれば、「すでに認識されている資産から生じる将来の経済的便益が減少しているかもしくは消滅していることが明らかであるか、または関連する経済的便益を伴うことなく負債が発生しているかもしくは増加していることが明らかである場合に、費用または損失が認識される。」¹⁵⁾ 「FASB の概念フレームワークと矛盾し、かつ

ープである。当グループは、実業界及び政府の国際金融資本市場における幅広い経験を持った著名な指導者を含んでいる。

15) 平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念（改訂新版）』中央経済社、

US GAAP のその他の損失認識のガイダンスと矛盾する」は、第5号87項を指しているものと考えられる。

9. IASB 公開草案の審議

2013年9月17日、2013年公開草案に対するフィードバックを受けて、審議が行われた。以下では、① 一般モデルの対応性、② 段階1の測定目的及び③ 債務不履行の定義に関する審議の内容を概観する。

(1) 一般モデルの対応性

審議会は、特にEDに明確に述べられているように、何人かの回答者が提起した、減損モデルが信用リスクの著しい増大を適時に把握しないかもしれないとの懸念に一般モデルの対応性について討議した¹⁶⁾。討議では、以下の問題を別々に、増大した信用リスクを識別することの適時性が検討された。

- (a) 問題A—ある貸出金が延滞になる前に、ポートフォリオの債務不履行の予想が当初予想した通りに具体化する場合に、信用リスクの著しい増大を把握すること。
- (b) 問題B—ある貸出金が延滞になる前に、当初の予想からの信用リスクの変化(将来を考慮した要素を含め)のために生じる信用リスクの増大を把握すること(para. 6)。

この問題に関して以下の代替案が提示された。

- (a) 代替案A—EDにおける信用リスクの著しい増大に関する提案を明確化する。

1996年、253頁。

16) IASB, *Agenda Paper 5A, Financial Instruments: Impairment: responsiveness of the general model*, 16-20 September 2013.

(b) 代替案 B—ED における信用リスクの著しい増大に関する提案を明確化し、かつ問題 A と問題 B に対処するための方法を説明する。

(c) 代替案 C—ED における信用リスクの著しい増大に関する提案を明確化し、かつ提案の意図を反映するための設例を含む (para. 7)。

審議会は、暫定的に、モデルの目的は、個別ベース又はポートフォリオ・ベースを問わず、信用リスクが著しい増大があった金融商品のすべてに関して全期間予想信用損失を認識することであること、及び不当なコストや努力なしに入手可能な、将来を考慮した情報を含む、すべての合理的かつ裏付けのある情報が考慮される必要があることを明らかにすることを決定した。さらに、審議会は、暫定的に提案の意図を反映するための例示を含めることを決定した¹⁷⁾。

代替案 C が採用されたのは、審議会は、事業者が信用リスクの著しい増大を適時に識別するために遵守すべき具体的な方法及び技法を記述しなかつたからである¹⁸⁾。すなわち、その案が原則主義を維持することになるからだと考えられる。

(2) 段階 1 の測定目的

審議会は、12か月間の予想信用損失引当金に関して受け取ったフィードバック及び代替案を含む、提案当初認識 (段階 1) 以後信用リスクの著しい増大がない金融商品の測定目的について討議した¹⁹⁾。

2013年公開草案は、当初認識以後信用リスクの著しい増大がない金融商

17) IASB, *IASB Update*, September 2013.

18) <http://www.iasplus.com/en/meeting-notes/iasb/2013/iasb-september-2013/impairment>

19) IASB, Agenda Paper 5C, *Financial Instruments: Stage 1 measurement objective*, 16–20 September 2013.

品については12か月間の予想信用損失(ECL)が認識されることを提案した。

この趣旨について、公開草案のBC66は以下のように述べている。

BC66 IASBは、本公開草案における12か月の予想信用損失の提案は、金融商品に係る予想信用損失の過大表示を生じ、それにより関連する金融資産の価値の過小表示を、当該金融商品の当初認識時及びその直後の両方で生じることを承知している。特に、金融資産の当初の帳簿価額が公正価値を下回ることになる。しかし、当初の信用損失の予想を、金融商品の存続期間にわたり認識するために分離することは、運用上複雑であり、この予想信用損失の測定は実務上の近似として機能する。

つまり、2009年EDで要求された、すべての金融商品について予想キャッシュ・フロー全額を見積らなければならないとの実務上の難題に対処するため、提案されたモデルは、信用リスクが著しく悪化した時のみ全期間ECLを認識することを要求している(Agenda Paper 5C, para. 44)。

12か月間のECLについて表明された懸念の主な領域は、それが、報告日後12か月以内に発生する債務不履行の確率のみを考慮し、その後の期間に発生すると予想される債務不履行の確率を無視していることである(para. 45)。

これに対して、スタッフは、12か月間のECLは今後12か月間に発生する債務不履行の確率に基づいて測定されるが、信用リスクの変化が評価されなければならない期間は金融商品の残存期間であって、12か月間に限定されないことを強調した(para. 46)。

審議の結果、審議会は、暫定的に12か月間の予想信用損失は、段階1の金融商品の測定目的であると確認することを決定した²⁰⁾。

「12か月間ECLは、債務不履行が報告日後12か月間に発生するとした場

合に発生する，その債務不履行が発生する確率を乗じた，金融商品の全期間にわたる契約キャッシュ・フローの予想される不足額である。」と説明されるが（para. 1），これは理解が難しい。

(3) 債務不履行の定義

ED は債務不履行の定義も提案しておらず，何が債務不履行を構成するか及びそれがどのように解釈されるべきかに関していかなる適用指針も提供していない。フィードバックでの，債務不履行の定義は提案されたモデルの適用にとって基本的なものであるから，明確に定義すべきであるとの指摘に対応して，審議会は，債務不履行の定義の必要性について討議した²¹⁾。

債務不履行を定義しないことの根拠として ED は次のように述べている。

BC97 本公開草案では，債務不履行を定義していない。むしろ，企業は債務不履行のさまざまな定義を使用できる（適用可能な場合には，規制上の債務不履行の定義を含む）。この決定を行う際に，IASB は，予想信用損失が債務不履行の定義の相違により変わることはないであろうと考えた。企業が債務不履行を定義する方法と，その債務不履行の定義を前提にして生じる信用損失との間の相殺的な相互関係があるからである。

審議では，以下の代替案が検討された。

(a) アプローチ 1：債務不履行を支払いの債務不履行のみと定義する。

20) IASB, *IASB Update*, September 2013.

21) IASB, *Agenda Paper 5D, Financial instruments: Impairment: definition of default*, 16-20 September 2013.

- (b) アプローチ2：債務不履行を、質的要因を含めることによって定義する。
- (c) アプローチ3：歯止めとして働く反証可能な仮定を定義する。
- (d) アプローチ4：(EDと同様)債務不履行を定義しない(para.7)。

スタッフの選好するアプローチはアプローチ3である。なぜならば、これは、事業体が内部的信用リスク管理目的のために用いられる定義を適用することを認める一方で、適用の首尾一貫性を改善する、180日期限経過という歯止めを提供するからである(para.8)。

アプローチ3は、具体的には、歯止めとして働く180日という反証可能な仮定を定義している。これについて、「アプローチ3の目的は、金融資産が180日期限経過より遅れることなく債務不履行になったと見なされるとの反証可能な仮定はあるが、事業体が、債務不履行に関して内部的信用リスクの管理上の定義を適用することを可能にする」ことが根拠とされる(para.54)。

審議会は、暫定的に、信用リスク管理の実務と整合性を持つ債務不履行の定義が首尾一貫して適用されることを要求すること、及び(契約条項を含んでいる金融商品のような)適切な場合には、質的な指標が考慮されなければならないことを強調することを決定した。審議会はまた、暫定的に、事業体がより遅い債務不履行の規準を支持するための合理的かつ裏付け可能な情報を持っていない限り、90日期限経過より遅くに債務不履行は発生しないと反証可能な仮定を含めることを決定した²²⁾。

「90日の反証可能な仮定」を含めたのは、詳細な内部的な定義を持っていないような、あまり洗練されていない事業体を考慮したものである²³⁾。

22) IASB, *IASB Update*, September 2013.

23) <http://www.iasbplus.com/en/meeting-notes/iasb/2013/iasb-september-2013/impairment>

10. むすびに代えて

IASB 公開草案では、金融商品が当初認識以後信用の質が著しく悪化している場合には、段階1から段階2に移動し、12か月間のECLの認識でなく全期間ECLが認識される。この基準と、IAS39号58項に規定する「金融資産又は金融資産のグループの当初認識後に発生した損失事象の結果として客観的証拠がある場合」、すなわち、トリガー事象との違いを説明するのは難しいと考えられる。

2013年9月の審議において、「信用リスクの著しい増大に関する提案を明確化し、かつ提案の意図を反映するための設例を含む」ことが決定されたが、設例がなければ統一的な解釈ができないのであれば、原則主義とは言えないのではないだろうか。

同じく2013年9月の審議において、「事業体がより遅い債務不履行の規準を支持するための合理的かつ裏付け可能な情報を持っていない限り、90日期限経過より遅くに債務不履行は発生しないとの反証可能な仮定を含める」ことが決定されたが、これは数値基準であって、原則主義に反する。

段階1の12か月間のECLについて表明された懸念の主な領域は、それが、報告日後12か月以内に発生する債務不履行の確率のみを考慮し、その後の期間に発生すると予想される債務不履行の確率を無視していることである。それに対して、「12か月間のECLは今後12か月間に発生する債務不履行の確率に基づいて測定されるが、信用リスクの変化が評価されなければならない期間は金融商品の残存期間であって、12か月間に限定されない。」と説明されるが、これは理解が難しい。

FASB 公開草案については、「両審議会が予想損失モデルを開発すべきとのFCAGの勧告は、近年の金融危機への『反射的な』反応であり、そのような勧告は金融危機を防がなかった」こと、「(損失の認識のトリガーと

なる事象を必要としない) 予想損失モデルは、FASB の概念フレームワークと矛盾し、かつ US GAAP のその他の損失認識のガイダンスと矛盾することになる。」との批判には説得力がある。

IASB は、2013年1月16日付けの英国「税、監査及び会計の調査に関する議会委員会」に対するメモ²⁴⁾で、「会計基準は、金融危機の発端においては非常に限定された役割を演じたに過ぎない。何人かは、現行の会計基準は、銀行にその真実の財政状態に関してあまりにもばら色の実態を表すことを可能にしたと主張したが、この主張を支持する証拠はほとんどない。」と述べている。

IASB はさらに、「発生損失モデルは、保有しているギリシャ国債の銀行による評価減の例のように、ここ数年間、より一層厳格に適用すべきであった。関連する IAS39号の下では、減損は、貸出金が組成されて以来減損しているとの客観的証拠がある場合に認識される。何人かは、これは引当金が計上されるためには債務不履行が発生していなければならないことを意味すると解釈している。実際には、そのアプローチは、借手が実際に債務不履行にあるのではなく、例えば『相当に財務的困難な』状況にあるとの、減損の『客観的証拠』がある場合に引当金を計上することである。」との見解を明らかにしている。

2008年に発生した金融危機に「緊急に」対処しようとして5年が経過した。IASB と FASB は、G20をはじめとする、IAS39号及び FAS5号による貸倒引当金が「小さ過ぎ、遅すぎる」との批判に対処しようと努力してきたことは認めるが、それぞれの最新の公開草案に対するフィードバック及び IASB の審議をみると迷路に入っているとの印象を受ける。

24) IASB, *Memorandum from the International Accounting Standards Board (IASB) to Parliamentary Commission on Banking Standards' Panel on tax, audit and accounting*, 16 January 2013.

